

市内で新たに創業する方へ 大田原市起業再出発支援事業

市では、平成24年4月1日から、中心市街地の活性化およびその他の商店街等地域の振興を図るため、大田原市起業再出発支援事業補助金を設け、新たに空き店舗に出店する方などを支援しています。商工会議所などを經由して事前協議等の手続きを経ることにより、各地域の活性化に高い波及効果が期待できると判断した事業を採択し、補助金を交付します。

●補助対象者

昼間の営業を目的とし、物販業、飲食業、サービス業等中心市街地およびその他の商店街等地域に適した業を営む店舗(風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種などを除く)または事務所などを開業などする方で、次の各号のいずれかに該当する方

- ① 対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する方(店舗開業者)
- ② 自ら所有する空き店舗を改修する方(店舗所有者。同一の店舗所有者の同一補助金の交付は、1回に限る)
- ③ 商店街団体等が形成されている区域において10年以上継続している対象店舗(事務所を除く。以下「既存店舗」という)を営業している方(既存店舗営業者)で、当該店舗を改装および改修する方

※市税などの滞納がない、2年以上営業することが見込まれ1週間あたり4日以上営業する、商工会議所の会員になることなど、その他の条件もあり

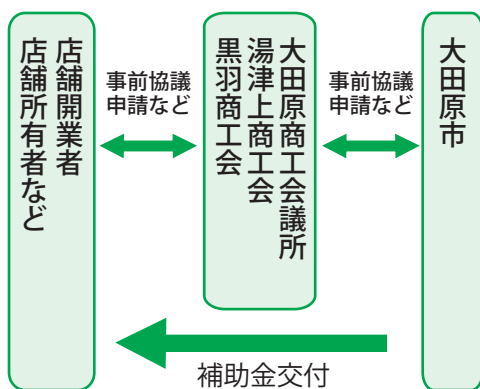
●補助対象経費など

補助の対象となる経費および補助率は左表のとおりです。(補助金額に10000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる)

対象地域	中心市街地			その他の商店街などの地域		
	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者
対象経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費
補助率	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3
限度額	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円	30万円

●申込方法

補助金の交付を受けようとする方は、関係書類を添えて、商工会議所などを經由して商工観光課に事前協議や申請などをします。補助イメージは、次のとおりです。



※これまでの大田原市事業再開奨励金は、大規模小売店舗立地法に定められた基準面積に該当する場合に適用することとしますが、事業開始後1年未満の方については、従前どおり申請を受け付けます。

■問い合わせ 文2階

商工観光課商業振興係
TEL (23) 8709

那須地方食と農の交流会

農村地域で活躍している農村生活研究グループのメンバーとともに、農産物や農家生活について交流を行

いながら、五目おこわや夏野菜マフィンづくりに挑戦してみませんか。初めての方でも、お一人でも楽しく参加できますので是非ご参加ください。

●主催

那須地区農村生活研究グループ協議会

●日時 9月3日(月)
午後1時~4時

●場所 厚崎公民館

(那須塩原市上厚崎500-1)

●内容

五目おこわ、夏野菜マフィンづくり

●定員 15名

●参加費

500円(保険料込)

●持ち物

エプロン、三角巾など頭覆い

●申込方法

8月24日(金)までに電話またはFAX(住所・氏名・年齢・電話(FAX)番号を明記)で申し込み。

※参加者の決定については8月27日(月)に抽選を行い、当選された方には電話またはFAXでお知らせします。

■申し込み・問い合わせ

那須農業振興事務所経営普及部
担当 植竹

TEL (22) 2826
FAX (23) 4961

